

インボイス制度の導入は中止、延期を！

中国5県連合同で国税局交渉



中国5県連の打ち合わせの様子

県連でおこなった営業動向調査でも、約半数の会員がインボイスについて「分からない」と回答しています。

交渉は事前に申し入れた内容（左記）を回答する形で、国税局は

総務部総務課の梅田課長補佐ら3名が対応しました。梅田課長補佐は「インボイスの周知が十分でないことは認識している」としながら、国税庁の取り組みとして、パンフレット等の活用、事業者団体などへの説明会の講師派遣、国税庁のHPと動画配信などを紹介。

しかし、肝心の制度の延期や中止・撤回については「申し訳ないがコメントできない」との回答を繰り返しま

した。制度については「6年間の経過措置を設けることで円滑な導入を目指している」、「インボイスを理由にした取引条件の見直しは、独禁法、下請法、建設業法に違反する可能性がある。関係省庁と連携して相談してほしい」などと回答しました。

交渉団からは「周知が不十分な場合に大きな混乱が予想される。1年を切った今の状況で本当に結果を出せると考えているのか」、「前段階控除という消費税の仕組みを覆すもの。法的に問題は解決しているのか」、「大混乱が予想され、適正な執行ができなくなる」と、執行機関としては「きちんと意見すべきではないか」、「現場職員にもしっかりヒアリングして意見を上げ

るべき」など批判と意見が噴出しました。その他の項目では、

「6年間の経過措置を設けることで円滑な導入を目指している」、「インボイスを理由にした取引条件の見直しは、独禁法、下請法、建設業法に違反する可能性がある。関係省庁と連携して相談してほしい」などと回答しました。

「6年間の経過措置を設けることで円滑な導入を目指している」、「インボイスを理由にした取引条件の見直しは、独禁法、下請法、建設業法に違反する可能性がある。関係省庁と連携して相談してほしい」などと回答しました。

広島国税局交渉 申入れ事項の要旨

①インボイス制度の中止・撤回、延期すること。

②コロナ禍、物価高騰で疲弊した事業者への、不要不急な税務調査、徴収、

呼び出しなどをおこなわないこと。

③事前通知を徹底すること。承諾なしの反面調査はおこなわないこと。

④コロナ禍を踏まえ、納付困難な納税者の相談に真摯に対応すること。

④当局として納税者同士がおこなう税務相談に干渉や介入はもちろん、不当な弾圧はおこなわないこと。

⑤すべての税務職員が憲法順守を貫き、税務運営方針を守ることを。

入はこうした事業者に廃業を迫るもの。インボイス制度は必ず延期・中止を」と力強く訴え交渉を終えました。引き続き中小業者の生の実態や声を知らせ、国税局を通じて上級官庁へも意見を上げ、要求を実現していく取り組みの必要性を感じる内容となりました。

【県連報告より】 一部要約

いつてい

- 28日（月） 北広島町懇談
- 30日（水） 安芸太田町懇談
- 法人集団申告 10時30分 北税務署
- 12月1日（木）

広島市「小規模修繕制度」令和5～7年度の登録受付

まもなく申請期限！ 不明な点は民商事務局へ

標記の登録受付は、12月5日（月）（必着）までです。

周りの業者にも声をかけ、制度の積極活用をめざしましょう。申請書等は事務所で用意しています。

【受付期間】

● 11月21日（月）～12月5日（月）

【申請方法】

● 持参（各日の午後1時～5時）

又は郵送（12月5日（月）必着）

- 【準備物】
- （法人）履歴事項全部証明書
- 広島市税の納税証明書
- 消費税納税証明書「その3」
- 許可書等の写し（必要な場合）
- 官製はがきと、切手（94円）
- 申請書等（民商事務局で用意）

※詳しくは民商事務局まで

インボイス対策学習会
インボイス対策は民商で一緒に

日程	開始	会場
11月29日(火)	昼2時	安佐北区 区民文化センター

融資、多重債務・サラ金、滞納のご相談は『陽気な道場』へ 毎週木曜日 夜7時から

法人の会員さんも一緒に税金学習を『法人学習会』 毎月第4火曜日 昼1時30分と夜7時 『税務調査の対策会議』は随時開催します!!